

境港市A I型デジタル学習ドリル導入業務
プロポーザル実施要領

令和8年1月

境港市教育委員会

1. 目的

境港市が令和8年度に導入するA I型デジタル学習ドリルのライセンス契約をするに当たり、効果的に事業を実施できる事業者を選定する為、プロポーザル方式により契約候補者を決定する。

2. 概要

(1) 名称

境港市A I型デジタル学習ドリル導入業務

(2) 場所

境港市立小中学校9校（小学校6校、中学校3校）

(3) 内容

境港市A I型デジタル学習ドリル導入事業プロポーザル仕様書のとおり

(4) 事業期間

ア構築期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

イ保守・運用支援期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 提案上限額

総額32,780,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を提案上限額とする。なお本金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すためのものであることに留意すること。

3. 参加資格要件

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の選定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 鳥取県内、または中海・宍道湖・大山圏域に本店・支店・営業所等があること。

イ 令和6～8年度境港市物品等契約希望者登録名簿に登録されていること。

ウ 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行わない者または

これらと密接な関係を有する者でないこと。

キ 境港市が課する税の滞納をしていないこと。

4. スケジュール

(1) 公募開始（公告日）	令和8年 1月23日（金）
(2) 質疑書提出期限	令和8年 1月30日（金）正午
(3) 質疑回答期限	令和8年 2月3日（火）
(4) 参加表明書提出期限	令和8年 2月5日（木）正午
(5) 参加資格確認結果通知期限	令和8年 2月13日（金）
(6) 提案書等の提出期限	令和8年 2月20日（金）正午
(7) プレゼンテーション審査	令和8年 2月25日（水）
(8) 審査結果通知期限	令和8年 3月4日（水）

5. 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市教育委員会事務局教育総務課

電話：0859-47-1085 FAX：0859-47-1109

E-mail：kyouikusoumu@city.sakaiminato.lg.jp

※FAXまたは電子メールで送信した場合は、電話で受信確認を行うこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 会社概要書【様式第2号】

(2) 提出方法

持参または郵送（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

郵送の場合は、参加申込書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないの
で、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和8年2月5日（木）正午

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和8年2月13日（金）までに通知する。

(5) 辞退届

参加表明書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式第3号】を提出すること。

7. 質疑回答

(1) 提出書類

質疑書【様式第4号】

(2) 提出方法

FAXまたは電子メール

質疑書の到達確認については、担当部署に電話連絡（0859-47-1085）すること。

(3) 提出期限

令和8年1月30日（金）正午

(4) 質疑に対する回答方法

令和8年2月3日（火）までに、市ホームページ上で回答する。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

8. 提案書等の提出

(1) 提出書類及び数量

ア 企画提案書《正本1部+副本（写し）7部》※表紙に【様式第5号】をつけること。

イ 事業実績書【様式第6号】《1部》

ウ 提案見積書【様式第7号】《1部》

(2) 提出方法

持参または郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

郵送の場合は、企画提案書等が到達したかについて、担当部署に電話連絡（0859-47-1085）すること。

(3) 提出期限

令和8年2月20日（金）正午

9. プレゼンテーション審査

(1) 開催日時

令和8年2月25日（水）※時間については、別途連絡する。

(2) 開催場所

境港市役所 第一会議室（境港市上道町300番地）

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をする。

イ プレゼンテーション及びヒアリング時間は1社あたり30分（説明20分、質疑応答10分）以内とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は1社あたり、3名以内とする。

※机、いす、電源、スクリーン、プロジェクターは境港市で準備するが、これ以外

のものについては、参加者の負担において準備すること。

(4) 審査

選定委員会において、次に示す審査項目により審査を行い、総合的に最も優れた提案者（最優秀提案者）を選定する。

なお、審査委員会は非公開とする。

【審査項目】(合計 200 点)

項目	審査の視点
1. 事業 (15点)	<ul style="list-style-type: none">・事業の理解度（5点）・事業実績（5点）・期待できる成果（5点）
2. A I ドリル機能 (110点)	<ul style="list-style-type: none">・学習内容への対応（5点）・操作性（10点）・A I 機能（15点）・問題の質（15点）・目的別コンテンツの充実（10点）・課題・宿題の配信（10点）・学習意欲向上（10点）・教員の負担軽減（15点）・学習履歴の可視化（10点）・発達特性に応じた個別最適化（10点）
3. サポート体制 (35点)	<ul style="list-style-type: none">・運用・サポート体制（5点）・教職員への活用支援（10点）・導入効果の測定（10点）・セキュリティ体制（10点）
4. 独自提案 (30点)	<ul style="list-style-type: none">・自由提案
5. 提案価格 (10点)	評価点 = 10点 × (最低提案価格／当該提案価格)

(5) 審査結果

審査結果は、令和8年3月4日（水）までに、参加者全員に通知する。

10. 契約

(1) 契約締結の交渉

ア 選定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となった場合は、審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

イ 契約締結の交渉における内容、経費等については、提案を尊重するが、必ずし

も提案どおり実施するものではなく、改めて協議するものとする。

11. 失格

次に掲げるもののうち、いずれかに該当した場合には、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 「2. (5) 提案上限額」を超えてる場合
- ウ 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- エ 審査の公平性を害する行為があったと境港市が認める場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費については参加者負担とする。
- (2) 境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用で
きず、また、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を、第三者に
漏洩してはならない。
- (3) 提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断
で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返還しない。
- (5) 提出された提案書等は、境港市A I型デジタル学習ドリル導入業務の事業者を
選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認め
ない。
- (6) 審査の過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申
し立てについても受け付けない。